

次期中期目標案について（第1回）

令和元年10月23日
原子力規制庁

1. 経緯

第1期中期目標は平成27年4月から令和2年3月までの5か年間について策定されている。

次期中期目標については、令和元年6月12日の第12回原子力規制委員会において、今後の規制委員会の取組の方向性を示すキーフレーズについて事務局から報告し、規制委員会で議論いただいた上で、令和元年6月14日の政策評価懇談会で外部有識者からもご意見をいただいているところ。また、令和元年8月21日の第23回規制委員会での政策評価に関する議論に際し、次期中期目標に関する作業概要について報告している。

2. 次期中期目標案について

第2期中期目標の期間案及び構成案については別添のとおり。

3. 今後の進め方

本日の議論を踏まえ、以下のとおり作業を進めることとしたい。

- | | |
|---------|---|
| 11月中旬 | 原子力規制委員会にて次期中期目標の骨子案を議論 |
| 11月下旬 | 第2回政策評価懇談会にて上記骨子案について意見聴取 |
| 12月～ | 次期中期目標案を議論
(令和2年1月～IRRSフォローアップミッション) |
| 令和2年2月頃 | 原子力規制委員会にて次期中期目標を決定 |

〈資料一覧〉

- | | |
|-------|------------------------------|
| 別添 | 次期中期目標案について |
| 参考資料1 | 第1期中期目標の主要な項目 |
| 参考資料2 | 原子力規制委員会マネジメント規程（抜粋） |
| 参考資料3 | マネジメント方針（原子力規制委員会の組織理念） |
| 参考資料4 | 政策評価懇談会（令和元年6月14日開催）における主な指摘 |
| 参考資料5 | 政策評価懇談会（令和元年6月14日開催）資料（抜粋） |

以上

次期中期目標案について（議論のためのたたき台）

※ゴシック体の箇所がご議論いただきたい事項、明朝体の箇所は議論のための例示。

○第2期中期目標の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間とする。

○構成

前文

① 中期目標制定の趣旨

過去8年余の規制活動を踏まえた上で、規制ニーズ等についての中長期的な見通しを述べる。

② 中期目標の位置づけ

委員会のマネジメントの基本方針（資源配分ないしプライオリティを含む）を示すとともに、各政策の評価の考え方を示す。

③ 結語

究極的な目標である原子力規制への信頼の回復は、各施策の着実な実施を通じて実現すべきものであること。

施策目標1 規制及び緊急時対応の確実な遂行

※確実かつ着実に実施すべき業務（施策目標4及び5に掲げるものを除く。）についての目標。

（個別施策の例）

- 原子炉等規制法及びR I 法に係る規制の実施
- 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等
- 放射線モニタリングの実施
- 透明性の確保
- 組織体制の確保とその運営
- 法的支援・訴訟事務への対応

施策目標2 規制等の改善

※既存の規制を改善する取組、未定着の規制を定着させる取組についての目標。評価に当たっては不確実性を考慮。

(個別施策の例)

- 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善
- リスク情報の活用による等級別管理の改善
- 原子力発電所等の審査における論点の明確化
- 原子力検査制度の導入及び定着
- バックフィット制度の整備・改善
- 核物質防護や保障措置活動と安全規制のインターフェースの強化
- 原子力防災の改善
- マネジメントシステムの確立

施策目標3 規制ニーズ等を踏まえた新たな取り組みへの挑戦

※新規性の高い取組に関する目標。評価に当たっては、課題設定自体が挑戦的であることを考慮。

(個別施策の例)

- 安全研究による新知見獲得とその規制への反映
- 廃炉・廃止時代への対応
- 天然放射性核種への対応
- 安全上の意義の薄い従来慣行の見直し
- 原子炉等の規制と RI 等の規制のシームレス化

施策目標4 東京電力福島第一原子力発電所廃炉の監視と事故の教訓の継承

※東京電力福島第一原子力発電所に関わる取組についての目標。

(個別施策の例)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
- 廃炉のための調査と事故分析のための調査を整合
- 世代交代の中での危機感の継承
- 放射線モニタリングの実施

施策目標5 学習し続ける組織作り

※組織、人材に関わる取組についての目標。

(個別施策の例)

- 職員の専門性向上と人員の持続可能な確保
- TSO 内包組織としての研究人材育成
- 近代的な事務体制の構築
- 規制機関としての安全文化の確立
- 国際コミュニティにおける活動

第 1 期中期目標の主要な項目

1. 原子力規制行政に対する信頼の確保

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保
- 組織体制及び運営の継続的改善
- 国際社会との連携
- 法的支援・訴訟事務への着実な対応

2. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

- 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善
- 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施
- 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

3. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析
- 放射線モニタリングの実施

4. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

- 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善
- 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積
- 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

5. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

- 核セキュリティ対策の強化
- 保障措置の着実な実施
- 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

6. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

- 放射線防護対策の充実
- 危機管理体制の充実・強化

原子力規制委員会マネジメント規程（抜粋）

（中期目標及び年度重点計画）

- 第12条 原子力規制委員会は、マネジメント方針と整合した中期目標を策定する。
- 2 原子力規制委員会は、マネジメント方針及び中期目標と整合した年度重点計画を策定する。
 - 3 原子力規制委員会は、年度重点計画に基づき、安全文化を醸成するための活動が実施されることを確実にする。

マネジメント方針（原子力規制委員会の組織理念）

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

（1）独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

（2）実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

（3）透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

（4）向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

（5）緊急時即応

いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

政策評価懇談会（令和元年6月14日開催）における主な指摘

- 中期目標の項目は、例えば、①粛々とやるもの、②取組を定着させるもの、③新たに挑戦するもの、のような定着度による整理や、テーマごとの整理（①規制業務の合理化、②組織の持続、③研究の発展）、目標の種類に応じた整理（①事故ゼロを目標とするもの、②需要やアウトカムが明確なもの、③効率で評価できるもの）などに整理することが望ましい。
- 各項目については、規制等の深化なのか、テーマ自体の拡大なのか、あるいは難易度・重要度の観点からも整理して議論すると良い。
- 中期目標を策定するときに、規制庁の職員も参加したというプロセスを経るべき。
- 電力供給、廃炉も踏まえた原子力規制需要の見通しを持つ必要がある。社会的ニーズがはっきりするのはいつ頃で、それに対するリソースが必要になるのはいつ頃かという視点が重要。
- インハウスの専門性保持に関し、数年間隔の異動を見据えた専門知識、経験の継承や人材育成のポートフォリオを考えることが必要。
- 「信頼の確保」はこの組織で一番大事なこと。どのように信頼確保に結びついていくかという道筋も明らかにするべき。
- 福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、忘れてはならない。

以上

次期中期目標の策定に向けて

政策評価懇談会資料の抜粋
(令和元年6月14日開催)

参考資料5

7年間の主な取組



今後の取組の方向性を示す
キープフレーズ



今後の取組
第2期中期目標

<規制対象の変化への対応>

- ✓ 原子力発電所審査の論点の明確化
 - 審査中の各炉について、審査状況・課題の明確化
 - 審査活動の公開範囲の継続的拡大
- ✓ 運転中原子力発電所等に対する規制
 - 原子炉監督プロセス(ROP)の導入及び定着
 - 乾式キャスクにより安全な使用済燃料貯蔵への道を拓く
- ✓ 廃止措置、放射性廃棄物規制への対応強化
 - 多数基廃炉時代への対応
 - ウラン廃棄物処分や地中処分規制への対応
 - 天然核種への対応
- ✓ 東電福島第一原子力発電所の実態に合わせた規制活動
 - 中期的計画的にリスク低減に取り組む
 - 解体のための調査と事故分析のための調査を統合的に進める体制へ

<規制の改善>

- ✓ 安全研究による新知見獲得と規制への反映
- ✓ 「継続的改善」の持続可能な実施
 - バックフィットルールの整備・改善とともに、新知見に鋭敏に対応
 - 規制当局として判断した期限/基準等は、特段の理由がない限り厳格適用
- ✓ 核物質防護や保障措置活動と安全規制のインターフェースの強化
- ✓ リスクの大きさに応じた規制の定着
 - 等級別管理(グレーデッドアプローチ)の積極適用
 - 安全上の意義の薄い従来慣行の見直し(例:クリアランス等)

<原子力防災>

- ✓ 訓練経験を反映した原子力防災の改善

<放射性同位元素(RI)・放射線規制>

- ✓ 「放射性物質」の包括的規制に向けて
 - 原子炉等の規制とRI規制とのシームレス化の推進

<人材育成>

- ✓ 職員の専門性向上と人員の持続可能な確保
 - OJT型から体系的な研修体制、職員資格制度の定着へ
 - 専門性のある人材の長期活用、スキルあるシニア層の知識経験の継承
 - 多元的採用と職員交流
 - 技術的能力と行政的能力のバランスのとれた育成
- ✓ 技術支援組織(TSO)内包組織としての研究人材育成
 - JAEA等の研究機関との研究人材育成環境協力

<業務支援体制の強化>

- ✓ 新時代的規制事務体制の構築
 - デジタル化/ペーパーレス化
 - 管理支援(バックオフィス)機能の充実
 - 行政文書管理の近代化
(電子文書保存ルール整備、旧文書デジタル化等)
- ✓ 情報公開
 - ホームページ改善
 - 審査会やヒアリングのインターネット公開対象の拡大

<規制機関としての組織文化>

- ✓ 規制機関の安全文化
 - 規制機関の安全文化のセルフアセスメント
 - 世代交代の中での危機感の継承

<国際コミュニティとの接し方>

- ✓ マルチ、バイ、リージョナルの場で発信し貢献する国際活動